

諮問番号：諮問第 2 2 1 号

答申番号：答申第 2 2 1 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

宗像市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）は取り消されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

- 保護の開始決定日を令和 3 年 4 月 1 日とした本件処分を取り消し、保護の開始日を同年 3 月 2 5 日にすることを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。
- (1) 令和 3 年 3 月 2 5 日に法に基づく保護の申請（以下「本件申請」という。）を行う。手持金 6, 0 0 0 円の計算をされてなく行政は、処理されている（同月 1 9 日給料収入）。再度の検討。
  - (2) 決定処分 3 宗生第 1 5 4 7 号保護の開始決定日同年 4 月 1 日付けに行ったため、審査請求人は国民保険料の支払請求がある支払いは困難である。
  - (3) 医療機関 A の入院治療費が一部発生している。
  - (4) 保護申請日、同年 3 月 2 5 日の保護開始日決定を求める。行政は審査請求人に対し侵害を与えている。
  - (5) 弁明書の「要否判定」の記載は事実と異なる。理由は、給与からの経費を計算されていないと思うからである。令和 3 年 3 月 2 5 日に審査請求人の母（以下「母」という。）と審査請求人の妹（以下「妹」という。）が処分庁に来庁した。母は、保護の申請をした。処分庁の聴取は不十分で、母は給与から経費があったことを伝えた。処分庁は審査請求人の通帳も確認した。
  - (6) 同年 4 月 2 2 日、処分庁は審査請求人世帯に対し同月 1 日から保護を開始することを決定し、審査請求人に通知した。

理由は、同年4月22日に医療機関Aを退院した。帰宅後、妹に訪問看護師が訪問したために、母は処分庁に同月23日の朝に退院の連絡をした。同日に、同月1日から保護開始の通知をされる。夕方に保護廃止の連絡がある。審査請求人は保護開始通知も受け取っていなかった。

(7) 処分庁に対して、審査請求人は令和3年3月25日保護開始を求める。審査請求人は処分庁に対して、医療機関Aの医療費支払いは困難であることを認めてもらいたい。

審査請求人の入院の経費など「要否判定」すべきである。

(8) 審査請求人は3月支給分(令和3年3月19日)186,965円の給与から毎月の経費を支払い、入院に必要な経費等を支払っている。医療機関Aに令和3年3月19日から同月25日の治療費を支払っている。処分庁は経費の計算をされていないのはなぜか。処分庁に証拠書類内訳計算書2通を提出している。

## 2 審査庁の主張の要旨

処分庁の保護の要否判定は、申請日である令和3年3月25日から同月31日までの7日間の最低生活費と給与1か月分の収入充当額を対比しており、不合理である。

審査請求人の基準生活費は1か月分の入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費(概算)及び食費の合計である272,064円として認定すべきである。

また、審査請求人は、同月19日に入院し、同月25日に退職しており、定期的な収入がない世帯として捉えることになるため、保護開始時の要否判定は、申請時の所持金により行うこととなる。よって、給与収入をもって要否判定を行った処分庁の判断は不合理である。

以上によると、令和3年3月25日時点で審査請求人は保護を要する状態であるといえる。

よって、本件処分は取り消されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

審査請求人は処分庁に対し令和3年3月25日の保護開始を求めていることから、同日及び同年4月1日時点における、審査請求人の保護の要否及び令和3年4月1日における保護費の算定に誤りがないかどうか、それぞれ見ていくものとする。

### 1 令和3年3月25日時点での保護の要否について

令和3年3月25日に審査請求人は本件申請を行っている。

同日における保護の要否について、最低生活費は令和3年3月25日から31日までの7日間の入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費の合計63,164円であり、これは法令等及び医療機関Aからの聞き取りによって適切に算出されたものであると認められる。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）として、令和3年3月支給分給与である186,965円を計上している。

なお、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2は、保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うと定めているが、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問10の6では、申請月以後の収入がないか減少することが明らかであるような事情（稼働者の傷病、死亡等）に基づき保護の申請があった場合で、扶養義務者の扶養、資産等の活用によってこれを充たすことが困難であると認められるときは、その限りではないとされている。

審査請求人は医療機関Aに入院した上で保護申請を行っており、稼働者の傷病を理由として保護申請したものであるといえる。また、審査請求人の過去3か月の平均収入充当額より、令和3年3月19日に支払われた令和3年3月支給分給与を収入とした場合の方が、収入充当額が小さくなることが認められる。

したがって、処分庁が審査請求人の収入充当額として186,965円を認定したことに不合理な点はない。

審査請求人の最低生活費（63,164円）と収入充当額（186,965円）を比較した場合、収入充当額の方が最低生活費を上回ると認められるため、保護の要否は否となることが認められる。

以上のとおり、処分庁が令和3年3月25日時点で審査請求人は保護を要する状態にないと判断したことに不合理な点はない。

## 2 令和3年4月1日時点での保護の要否について

局長通知第10の3は、保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とする旨を定めている。

令和3年4月1日における保護の要否について、最低生活費は令和3年4月の入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費の合計263,404円であり、これは法令等及び医療機関Aからの聞き取りによって適切に算出されたものであると認められる。

また、収入充当額として、令和3年3月19日に支払われた令和3年3月支給分給与である186,965円を計上している。

審査請求人の最低生活費（263,404円）と収入充当額（186,965円）を比較した場合、収入充当額の方が最低生活費を下回ると認められるため、保護の要否は要となることが認められる。

以上のとおり、処分庁が令和3年4月1日時点で審査請求人は保護を要する状態であると判断したことに不合理な点はない。

### 3 令和3年4月の保護費について

処分庁は本件処分において、令和3年3月19日に振り込まれた同年3月支給分給与186,965円及び保護申請時点での手持現金6,000円並びに預貯金6,819円の合計から、同日から同月31日までの期間における入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費を日割計算したものを差し引いて手持金を計算したものであると認められる。

このことについて、令和3年3月17日時点での審査請求人の預貯金残高は74円であり、同月19日に186,965円が支払われている。また、同月19日及び同月23日に預金が引き出され、同月23日時点での残額が6,819円となったことが認められる。

そうであれば、審査請求人の保護申請時点での預貯金残額6,819円のうち74円を差し引いた6,745円については、給与186,965円に含まれるものであるといえる。

また、処分庁は、保護申請時の手持現金6,000円及び審査請求人の口座残額6,819円は給与残額推計額（ $186,965円 \times (1 - 13/30) = 105,946円$ ）を超えないため、手持金として計上したのは二重計上になると主張している。

本件において、手持現金 6,000 円及び預貯金残額 6,819 円の全額を手持金として算定することは、令和 3 年 3 月支給分給与 186,965 円の一部を二重に手持金として計上することとなり、不合理なものであるといえる。

したがって、令和 3 年 4 月分の保護費の算定方法には誤りがあり、本件処分は違法又は不当なものであるといえる。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 8 月 21 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 10 月 10 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 令和 3 年 3 月 25 日時点における保護の要否について

(1) 次官通知第 10 によれば、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、収入充当額との対比によって決定することとされている。

(2) 収入充当額の算定については、局長通知第 10 の 2 の (1) では、保護の要否の判定は、原則としてその判定を行う日の属する月までの 3 か月間の平均収入充当額に基づいて行うとされているが、問答集問 10 の 6 では、申請月以後の収入がないことが明らかであるような事情に基づき保護の申請があった場合で、扶養義務者の扶養、資産等の活用によってこれを充たすことが不可能であると認められるときは、申請月まで 3 か月の平均収入充当額を要否判定の基準とすることは妥当でないといわれている。そして、次官通知第 8 の 1 の (4) では、収入の認定にあたっては、「当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行」うとされていることに鑑みると、勤労収入等定期の収入がない者については、預金や現金等をもって収入充当額を認定することが妥当である。

本件についてこれをみると、審査請求人は、令和 3 年 3 月 19 日に入院し、同月 25 日に勤務先を退職していることから、勤労収入等定期の収入がない者であり、

本件申請時点での手持現金（６，０００円）及び預貯金残額（６，８１９円）の合計額である１２，８１９円を収入充当額と認定することが妥当である。

- (3) 最低生活費については、処分庁は、同月２５日から同月３１日までの７日間に係る入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費を算定し、その合計額である６３，１６４円を認定しており、他方で、審査庁は、申請日以後１か月の基準生活費である２７２，０６４円とすべきであると主張しているが、そのいずれを採用したとしても、収入充当額１２，８１９円は最低生活費に満たないことになり、本件申請がなされた令和３年３月２５日の時点で審査請求人は保護を要する状況にあったものと認められる。

よって、処分庁が本件処分に係る保護の開始決定日を令和３年４月１日としたことには誤りがあるといえる。

なお、付言すると、問答集第８において「保護の要否は将来に向って最低生活費を賄うに足る収入を得る見込みがあるか否かを判断するものであり、保護の程度の決定もまた保護の基本となる生活扶助費が月を単位として前渡されるものであることから通常翌月１か月分についてどの程度の扶助を要するかを判断することになるわけである」とされている趣旨を踏まえ、処分庁においては、本件申請に係る保護の要否を判定するにあたり、令和３年３月２５日から同月３１日までの７日間に限った入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費の合計額を最低生活費として認定することの適否について再検討されたい。

## 2 令和３年４月分の保護費の算定について

処分庁は、令和３年４月分の保護費を算定するにあたり、令和３年３月１９日に振り込まれた同年３月支給分給与（１８６，９６５円）、同月２５日時点での手持現金（６，０００円）及び同日時点での預貯金残額（６，８１９円）の合計額から、同日から同月３１日までの７日間に係る入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費を日割計算したものを差し引いて手持金を計算している。

この点について、令和３年３月１７日時点での預貯金残額は７４円であり、同月１９日に１８６，９６５円が審査請求人に支払われている。また、同日及び同月２３日に預金が引き出され、同月２３日時点での預貯金残額は６，８１９円となっていたことが認められる。これらのことからすれば、令和３年３月２５日時点での預貯金残額である６，８１９円から７４円を差し引いた６，７４５円については、同年３月支給

分給与に含まれていたものであるといえる。

そして、本件申請時点での手持現金及び預貯金残額の合計額（12,819円）は、令和3年4月1日時点における給与残額推計額（186,965円×（1-13/30）=105,946円）を超えるものではなく、これを手持金として計上することは二重計上となる。

以上からすると、本件において、手持現金（6,000円）及び預貯金残額（6,819円）の全額を手持金として認定することは、令和3年3月支給分給与（186,965円）の一部を二重に手持金として計上するものであり、不合理なものであると認められる。

したがって、令和3年4月分の保護費の算定方法には誤りがあるといえる。

以上のことから、本件処分に係る保護の開始決定日及び令和3年4月分の保護費の認定には誤りがあるといわざるを得ず、本件処分に存するこれらの瑕疵に照らし、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩